

令和 8 年 7 月 1 0 日
京 都 市 都 市 計 画 局
〔 担当：都市企画部都市総務課 〕
〔 電話：2 2 2－3 6 4 1 〕

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、国土交通省の通知「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」（令和 8 年 6 月 1 6 日）を踏まえ、都市計画局においても、国の運用に準拠し、下記のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

記

1 対象工事

都市計画局発注の全ての工事を対象とする。

ただし、土木工事標準積算基準により積算を行う工事については、建設局が定める「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」（令和 8 年 7 月 1 日）の例によるものとする。

2 対象資材

ナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）とする。

3 別途調達経費

調達検討資材の調達に際し、以下の①、②の場合における調達変更により、必要となる経費とする。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

4 設計変更の流れ

- (1) 監督職員（発注者）は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の設計条件を設計図書に示すものとする。

なお、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、監督職員は、調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映すること。

- (2) 受注者は、調達検討資材の調達にあたり別途調達経費が必要となる場合は、事前に書面により監督職員と協議するものとする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、速やかに書面により協議するものとする。

- (3) 受注者は、調達検討資材を調達したときは、調達時期、購入数量、購入価格等を書面により監督職員に報告するとともに、実際の取引伝票、見積書、請求書等の証明書類を提出するものとする。
- (4) 監督職員は、上記(3)の報告、証明書類の提出があった場合には、その妥当性が確認された別途調達経費について設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

5 適用

本通知は、令和8年7月10日以降に設計を行う工事から適用する。

なお、令和8年7月9日以前に設計した工事（既契約工事を含む）については、受発注間で協議が整ったものから適用する。